

## スーパーシティ連携事業者公募要項

### 1 目的

つくば市は「誰一人取り残さない」という考えのもと、筑波研究学園都市の都市基盤と科学技術イノベーションに対する市民の高い理解を Society5.0 の実装フィールドとし、つくば地域の課題解決と都市機能の向上、ひいては市民の革新的な暮らしやすさを実現することを目的に、デジタル、ロボティクス等最先端技術とこれに呼応する施策を連携させて形成する「スーパーシティ・つくば」の形成を目指しています。

この要項に基づく公募は、つくば市とともにスーパーシティに関する構想及び実行計画に関する企画立案を行い、構想の実現に向けて取り組むパートナーを広く募集するものです。

### 2 公募対象

公募の対象は、法人（大学等（※）を含む。）とします。

※ 大学等：国公立大学、大学共同利用機関法人、国立試験研究機関、公設試験研究機関、高等専門学校、特殊法人、独立行政法人、公益法人等

### 3 選定された事業者の役割

選定された事業者には、つくば市とともに、スーパーシティに関する構想及び実行計画に関する企画立案、内閣府に対する申請書の執筆、当該構想の実現に取り組んでいただきます。

### 4 応募手続

下記の「つくば市の構造的課題」を参考に、地域課題の解決若しくは都市機能の向上又は市民の革新的な暮らしやすさに資するアイデアを、以下に定めるところにより、提案してください。なお、下記に記載した課題及び分野は参考であり、新たな課題や分野の提示も歓迎します。

## 〈つくば市の構造的課題〉

### 課題① 都市部と郊外の二極化

生活に必要な諸機能が自動車による移動を前提に偏在・分散しているため、郊外に住む高齢者等の交通弱者が不便。つくばエクスプレス沿線開発による都市部と郊外の利便性の二極化が顕著。また、人口増加地域と減少地域の二極化、地域別高齢化率の二極化も進んでいる。

### 課題② 多文化共生のための対応

筑波研究学園都市を中心に新旧住民、学生、外国人研究者など、人種、年代、言語、文化、宗教などの属性や、それによるライフスタイルが異なる市民が増加。これは歓迎すべきことだが、一方で、行政リソースが限られる中、多様な市民ニーズを的確に把握し、行政サービスを効率化することが急務。

### 課題③ 技術と生活の融合

これまでも市内に集積する豊富な研究の PoC を推進。しかしながら、シーズオリエンテッドであったことや既存法令の規制、技術移転先企業の不在等により、社会実装につながった事例が限定的。

### 課題④ 研究学園都市の老朽化

建設後半世紀を迎え、筑波研究学園都市を含むつくば地域の公共的な施設が一斉に老朽化。防災面も含め、これらの更新や修繕が必要。一方、今後 40 年間で 8,400 億円を要するとの試算もあり、従来の考え方、枠組み、方法等にとらわれない発想により、地域社会の持続可能性を獲得することが重要。

(1) 提出書類

事業提案書（任意様式）

事業提案書 審査事項確認用（様式1）

※提案する事業において、下記の各審査事項に対応する部分を記入してください。

なお、様式1に記載する文量は問いません。

(2) 提出期間

令和2年（2020年）12月7日（月）～28日（月）17時15分

(3) 提出先・提出方法

提出先：つくば市政策イノベーション部スマートシティ戦略室

提出方法：メールにて提出（[smartcity@city.tsukuba.lg.jp](mailto:smartcity@city.tsukuba.lg.jp)）

(4) 提出に当たっての留意事項

ア 提出された書類は返却しません。

イ 書類提出に係る費用は、提出者の負担とします。

ウ 書類提出後の提案等の修正又は変更は一切認めません。

エ 本公募に関する情報公開請求があった場合は、つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）に基づき提出書類を公開することがあります。

## 5 審査

(1) 選定委員会の設置

透明性及び公平性を確保し適正に事業者を選定するため、選定委員会を設置します。選定委員会において事業提案書の審査及び評価を実施し、適した候補者を選定するものとします。

(2) 審査方法

審査は、受理した提出書類に基づいて行います。なお、必要に応じ、ヒアリングを行う場合があるため、別途資料の提出を求める場合があります。

(3) 審査の基準

審査基準は以下のとおりとします。(かっこは、点数配分)

- ア 事業目的を理解しているか (10 点)
- イ 対象地域の課題の分析がなされているか (10 点)
- ウ 募集内容に適するものか
  - a. 対象地域の課題を解決するものか (10 点)
  - b. 都市機能の向上に資するものか (10 点)
  - c. 市民の革新的な暮らしやすさを実現するものか (10 点)
- エ 提案した事業を適切に遂行できる体制を有しているか (10 点)
- オ 当該事業に先進性・革新性があるか (10 点)
- カ 当該事業に実現可能性はあるか (10 点)
- キ 当該事業は規制・制度の改革を伴うものか (10 点)
- ク 当該事業はデータ連携を伴うものか (10 点)

(4) 選定する事業者数

制限はありません。ただし、(3)に掲げる各審査基準について、審査委員会の委員の平均点の合計が 50 未満である場合又はいずれかの審査項目について審査員が一人でも 0 点をつけた場合は、その事業者は、選定しません。

6 スケジュール

期間	内容
令和 2 年 12 月 7 日 (月)	公募要項の公表
令和 2 年 12 月 7 日 (月) ～12 月 28 日 (月) 17 時 15 分	事業提案書の受付
令和 3 年 1 月上中旬	パートナー決定、ホームページで公表